

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年八月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フタバ図書メガ岡山青江店

所在地 岡山市泉田二二-三ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社東中国木材センター

住所 岡山市十日市中町六-二五

代表者の氏名 代表取締役 西川 智晴

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前十時 (変更後) 午前〇時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後七時 (変更後) 午後十二時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分から午後七時三〇分まで

(変更後) 午前〇時から午後十二時まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 五箇所 (変更後) 四箇所

4 変更年月日

平成十九年八月十日

5 変更事項以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社フタバ図書

住所 広島市中区堀川町六-一八

代表者の氏名 代表取締役 世良與志雄

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千十六平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 百三十八台

イ 駐輪場の収容台数 二十八台

ウ 荷さばき施設の面積 七十平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量 二十四・〇立方メートル

- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前七時から午後九時まで

二 届出年月日

平成十九年七月二十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年八月三日から平成十九年十二月三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局産業課